



島根県報

令和7年4月25日（金）

第 6 1 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ ” ）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（4件）	（中 小 企 業 課）	2
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	7

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（3件）	（農 業 経 営 課）	7
---------------------------	-------------	---

【特定調達公告】

今津浄水場緩速ろ過池（4号池）更生工事に伴うろ過材等購入に係る一般競争入札の実施	（企 業 局 経 営 課）	10
水産練習船「神海丸」令和7年度中間検査工事に係る随意契約の相手方等	（学 校 企 画 課）	13
島根県公立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調達業務に係る随意契約の相手方等	（教育連携推進課）	13

告 示**島根県告示第253号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ゆたかファミリークリニック	益田市乙吉町イ90-1	令和7年3月1日
リリィ薬局	益田市乙吉町イ90-17	令和7年3月1日
訪問看護ステーションk a h a n a	出雲市天神町888-2 ラポール天神101	令和7年4月1日

島根県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ニコライ歯科医院	大田市大田町大田イ193番地1	令和7年1月16日

島根県告示第255号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ（シャミネ松江東館） 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤原 芳郎 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町1-3-15	中須賀 賢一	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株) ボディワーク	東京都中野区東中野2-22-23	清水 秀文	
(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富澤 昌宏	令和7年1月

			13日退店
(株) アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山 誠一	令和7年1月13日退店
J R 西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	藤原 芳郎	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	令和7年1月27日退店
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
松井 (株)	島根県出雲市渡橋町81番地	松井 修一	
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) メルティングポット	大阪府大阪市北区中崎西2-2-1	田中 哲人	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス (株)	東京都中央区銀座1-19-7	丸山 雅文	
(株) フィールズインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	大峯 伊索	
(株) エクスプローラーズトーキョー	東京都渋谷区神宮前6-25-10	尾関 修司	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2-17	井元 憲生	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市中区国泰寺町1-3-15	中須賀 賢一	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株) ボディワーク	東京都中野区東中野2-22-23	清水 秀文	
J R 西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	藤原 芳郎	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
松井 (株)	島根県出雲市渡橋町81番地	松井 修一	
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) メルティングポット	大阪府大阪市北区中崎西2-2-1	田中 哲人	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス (株)	東京都中央区銀座1-19-7	丸山 雅文	
(株) フィールズインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	大峯 伊索	
(株) エクスプローラーズトーキョー	東京都渋谷区神宮前6-25-10	尾関 修司	
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2-17	井元 憲生	

エフ・ジー・ジェイ (株)	東京都港区北青山2-12-5	吉田 和弘	令和7年3月 19日入店
アンファンス (株)	奈良県葛城市兵家261	飯田 真也	令和7年3月 17日入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年4月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

島根県告示第256号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン菅田店 島根県松江市学園二丁目228番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之

(4) 変更の年月日

令和7年3月1日

2 届出年月日

令和7年4月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第257号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲天神店 島根県出雲市天神町151外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之

(4) 変更の年月日

令和7年3月1日

2 届出年月日

令和7年4月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン益田店 島根県益田市乙吉町イ95番地10外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美	
（株）セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	令和6年5月31日退店

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之	令和7年3月1日代表者変更
（株）キャンドウ	東京都新宿区北新宿2-21-1	城戸 一弥	令和6年7月5日入店

(4) 変更の年月日

1の(3)のア 令和7年3月1日

1の(3)のイ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年4月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により令和7年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和7年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、12,414千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

中井 洋輔 松江市東朝日町248番地1 アイビーステイツ203号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があつた後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
島根県大田市川合町川合字北之郷1265番1	田	632
島根県大田市川合町川合字北之郷1266番1	田	1,079

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和7年6月1日	権利の始期から令和17年12月31日まで	17,600

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年5月9日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年4月25日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
島根県大田市川合町忍原字忍原台イ201-1	田	611
島根県大田市川合町忍原字忍原台イ201-2	田	850
島根県大田市川合町忍原字忍原台イ213-1	田	334
島根県大田市川合町忍原字忍原台イ213-2	田	794
島根県大田市川合町忍原字忍原台イ213-3	田	681

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和7年6月1日	権利の始期から令和10年12月31日まで	12,000

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年5月9日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
島根県大田市川合町忍原字忍原台イ212-1	田	172
島根県大田市川合町忍原字忍原台イ233-1	田	296

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和7年6月1日	権利の始期から令和10年12月31日まで	1,200

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年5月9日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年4月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア 水道用緩速ろ過砂（有効径0.30～0.45mm 均等係数1.8以下） 144m³
- イ 水道用ろ過砂利（φ1～3（特砂）） 10m³
- ウ 水道用ろ過砂利（φ3～6） 55m³
- エ 水道用ろ過砂利（φ6～10） 94m³
- オ 水道用ろ過砂利（φ10～20） 12m³
- カ 水道用ろ過砂利（φ20～30） 75m³
- キ 有孔煉瓦（240mm×100mm×60mm、27mm×9mm×24孔、2段積） 1,253m²
- ク 主渠板①（490mm×700mm×60mm） 36m²
- ケ 主渠板②（790mm×700mm×60mm） 2m²
- コ 主渠板③（819(460)mm×800mm×60mm） 4m²
- サ 主渠板④（500mm×800mm×60mm） 2m²

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和8年2月27日（金）

(4) 納入場所及び方法

島根県企業局今津浄水場（島根県安来市上坂田町地内）

車上渡しによる

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿における営業品目（大分類）の「9材料類」のうち営業品目（小分類）の「(3)骨材」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年5月13日（火）午後4時までに、島根県企業局経営課（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限前に申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年5月21日（水）午前9時から同月22日（木）午後4時まで（同月21日午後5時から同月22日午前9時までを除く。）

- (2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年5月22日（木）午後4時まで

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月23日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年5月9日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

- (1) 交付期間

本公告の日から令和7年5月9日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

7 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局経営課

電話 0852-22-5684 F A X 0852-22-5679

電子メール keieika-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札をとりやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和7年5月22日（木）正午までに島根県企業局経営課（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（企業局経営課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

a Slow filter sand for water supply, effective diameter 0.30mm~0.45mm, equality factor 1.8 or lower : 144m³

b Filter gravel for water supply, grain diameter 1mm~3mm : 10m³

c Filter gravel for water supply, grain diameter 3mm~6mm : 55m³

d Filter gravel for water supply, grain diameter 6mm~10mm : 94m³

e Filter gravel for water supply, grain diameter 10mm~20mm : 12m³

f Filter gravel for water supply, grain diameter 20mm~30mm : 75m³

g Brick with hole, size 240mm×100mm×60mm with 27mm×9mm hole, two tiered : 1,253m²

h Board for closing main ditch(type 1), size 490mm×700mm×60mm : 36m²

i Board for closing main ditch(type 2), size 790mm×700mm×60mm : 2m²

- j Board for closing main ditch(type 3), size 819(460)mm×800mm×60mm : 4 m²
- k Board for closing main ditch(type 4), size 500mm×800mm×60mm : 2 m²
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. May 21, 2025 to 4 : 00 p.m. May 22, 2025
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. May 22, 2025
(Bids by post must be received by 12 : 00 p.m. May 22, 2025)
- (4) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. May 23, 2025
- (5) Contact point for the notice : Management Division, Enterprise Bureau, Shimane Prefectural Government,
8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5684

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年4月25日

島根県教育委員会教育長 野津建二

- 1 件名及び数量
水産練習船「神海丸」令和7年度中間検査工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ヤマニシ 代表取締役 鈴木 正己 宮城県石巻市西浜町1番地2
- 5 随意契約に係る契約金額
47,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年4月25日

島根県教育委員会教育長 野津建二

- 1 件名及び数量
島根県公立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調達業務
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室 島根県松江市殿町1番地

-
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月5日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱総研DCS株式会社 代表取締役 亀田 浩樹
東京都品川区東品川4-12-2 品川シーサイドウエストタワー
 - 5 随意契約に係る契約金額
105,050,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。